

本校における医療的ケアに関して

保護者の皆様へ



本校では、大阪府教育庁の定めたガイドラインに基づき、医療的ケア（以下「医ケア」）が必要な児童生徒が安全で安心な学習環境を整えられるよう、医師の指導の下、児童生徒本人や保護者等が行っている在宅ケアの一部について検討・実施しています。

なお、このリーフレットについては概要を示しています。

① 保護者の依頼と医師の指示が必要です

主治医に記入いただく書類は「府内特別支援学校喀痰吸引指示書」（以下、「指示書」）といいます。保護者が記入依頼をしていただき、記入後は学校にご提出ください。

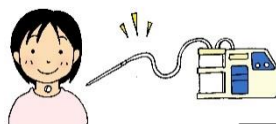
医師に記入いただく内容

- 必要な医ケア内容
- 緊急対応・学校生活で気を付けること など

これらの指示内容を基に、学校での医ケア実施について検討します。

② 教員が実施できる医ケアの内容

- ・ 口腔内吸引
- ・ 鼻腔内吸引
- ・ 気管カニューレ内部吸引
- ・ 胃ろう、腸ろうによる経管栄養
- ・ 経鼻経管栄養



その他の医ケアについては
ご相談ください

③ 緊急対応について

- 医ケアに関する緊急対応は、医師の指示書に基づいて実施します。
- 直ちに救命措置が必要と判断した場合のみ、その場の判断で必要な手技を実施します。

学校においては、全てのチューブやカニューレにおいて、緊急対応以外の
再挿入は実施できません

- 石切生喜病院にチューブ類抜去時対応の依頼をしています。
（ひっ迫状況などで他院になる場合もあります）

④緊急対応について

通学バスにつきましては、以下の事項について実施できませんのでご了承ください。

- 通学途上のバス内における医ケア
- 通学時のバスへの保護者の同乗
- 通学バス内での常時個別対応や見守り



＊体調が安定しており、主治医の意見を確認したうえで、乗車中に医ケア実施の必要がないと判断できる場合には、乗車の可能性について検討します。

⑤訪問生の医ケアについて

- 在宅訪問時の医ケアは保護者の実施となります。
- スクーリング時の医ケアは、原則保護者の実施となります。看護師との協働による医ケアやその他個別の対応が必要な場合は、その実施にあたって校内マニュアルに沿って検討しますので、担任にご相談ください。
- 校外学習等については、必要に応じて担任にご相談ください。

⑥学校で新しく医ケアを始める際のお願い

●医ケアに関わる保護者の来校について

新しく医ケアを申請した際や進学時は、担当教員が安全に医ケアを実施するためにお子様の普段の状態や医ケアを把握できるまでの間、保護者の同伴をお願いします。（期間は個別のケースにより異なります。）

●医ケアで使用する物品について

学校での医ケア実施における器具や物品の使用については、安全管理（感染症の予防）の観点から一人一器具制としています。以下の詳細をご覧ください。

- ① 物品や消耗品については、ご家庭でご購入の上、原則毎日学校までご持参ください。また、消耗品は予備のご持参をお願いいたします。
- ② 器具の消毒・メンテナンス・充電等は、ご家庭で対応していただきますようお願いいたします。
（注入や吸引に使用する物品の水洗いは学校でします）
- ③ 予備物品として、栄養剤や酸素ボンベをお預かりすることは可能です。長期休暇中の管理は各ご家庭でお願いいたします。毎学期末に返却しますので、使用期限などをご確認の上、新学期にご持参ください。
- ④ 事故防止目的のため、校内における医ケア実施の手順は学校で定めたものを基本とすることにご理解とご協力をお願いいたします。

⑦ その他

- 医師からの指示内容が変わった場合や、ケアの内容に変更・停止などがある場合は、速やかに担任までご連絡ください。
- 入院や体調不良で長期にわたり欠席した場合の再登校時や医ケアの再開時は、安全配慮の観点から保護者の同伴をお願いする場合があります。ご協力よろしくお願いします。
- 看護師は常に特定の児童生徒のそばで待機せず、基本的には担任と協力し、巡回しながら対応にあたります。また、すべての医ケア対象児童生徒に対して全看護師が巡回し、対応にあたります。

学校では、医ケアを含む学校生活においてたくさんの教員や看護師が、お子様と関わります。教員や看護師がお子様の状態を把握することが医ケアの安全な実施につながりますので、書類のご提出やご来校へのご協力をよろしくお願いいたします。

⑧ 主治医との連携について・・・

学校で医ケアを実施するためには、主治医との連携が必要不可欠です。具体的には以下の通りです。学校と主治医で直接情報のやりとりをすることはありません。書類のやり取り、主治医訪問等の予約や同席等にご協力をお願いします。

● 主治医訪問の実施

お子様の体調面や学校生活、医ケアの内容について指導助言をいただく場合に実施します。担任など、教員が主治医を訪問させていただきます。



● 主治医による指示書の記入・更新の手続き

厚生労働省の定めにより、指示書の有効期間は 6 ヶ月です。指示期間をご確認の上、有効期間が切れることのないよう、早めの更新手続きをお願いします。(期限内の提出が間に合わない場合は、その間、保護者による医ケアをお願いいたします。)

● その他、必要な場合

本校の医ケアは、実施に関して以下の観点で検討しています

- 学校の学習環境を整えるために実施が必要か
- 学校で無理なく安全に実施することができるか

医ケアの内容は、一人ひとりの状態に合わせて依頼の都度検討を行います。
検討に時間を要する場合がありますことをご了承ください。

医ケア開始に関するスケジュール



新入生の医ケア手続き (内部進学は(＊)の部分は簡略化されます)	在校生が新規に医ケアを始めるとき
【入学までに】(＊)	【保護者から医ケアの依頼がある】
・医ケアの内容について、聞き取りをします。 ・学校における医ケアについて、ご説明をします。 ・「医療的ケア実施依頼書」をご記入ください。	・医ケアの内容について、聞き取りをします。 ・学校における医ケアについて、ご説明をします。 ・「医療的ケア実施依頼書」をご記入ください。
必要に応じて学校での医ケア実施について検討し、「府内特別支援学校喀痰吸引等指示書」(以下「指示書」)をお渡しします。主治医に記入依頼をお願いいたします。	
【入学式】	【指示書の完成】
・指示書を学校にご提出ください。	・指示書が完成したら学校にご提出ください。
【提出後】	
・申請された医ケアに対して、校内医療的ケア安全委員会で検討を行います。	
【校内で医ケアを開始】	
・担当の教員が安全に医療的ケアを実施できると判断されるまでの間、来校・付き添いにご協力をお願いいたします。また、付き添い期間中に以下 1, 2 にご協力ください。 1. 医ケアの手技を看護師、教員に伝達してください。 2. 手技マニュアル・緊急時マニュアルを作成しますのでご確認ください。	
教員による医ケアが開始されるまでの校内研修手順 ① 保護者から教員・看護師に医ケアの手順等、手技伝達をしていただきます。 ② 保護者または看護師立会いの下、教員が実際に児童生徒に対して医ケアの研修を実施します。 ③ 正しく医ケアが実施できているか、看護師による最終チェックをします。 ④ チェック 2 回連続で正しい手技ができていると判断された場合、研修終了となります。大阪府から認定証が発行されたら、教員による医ケアを開始できます。(申請は学校で行います)	
【教員による医ケアのスタート】	
・「医療的ケアに関する同意書」を作成し、お渡しします。1 年間保管してください。	
【書類の更新】(6 か月に 1 回)	
・「医療的ケア実施依頼書」「府内特別支援学校喀痰吸引等指示書」の更新をお願いいたします	

* 年度途中で医ケアの追加・変更・取り下げなどがある場合、担任までご連絡ください。